

岐阜県公報

第 七 百 八 号
令和 八 年 八 月 七 日
(金曜日)

告 示

岐阜県告示第三百六十四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を救急病院として認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和八年八月七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

医 療 機 関 名	所 在 地	有 効 期 限
岐阜県厚生農業協同組合連合会岐阜・西濃医療センター 西濃厚生病院	揖斐郡大野町下礪二九三番地一	自令和八・一〇・一 至令和一一・九・三〇

岐阜県告示第三百六十五号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第二項に規定するクリーニング師の研修として、次のとおり指定する。

令和八年八月七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋六丁目八番二号

目 次

告 示

○救急病院の認定	（医療整備課）三三三 ^{ページ}
○クリーニング師の研修の指定	（生活衛生課）三三三
○クリーニング業法に基づく業務従事者に対する講習の指定	（同）三三四
○保安林に指定する予定である旨の通知	（森林保全課）三三五
○道路の区域変更	（道路維持課）三三八
○建築基準法に基づく道路の指定の取消し	（建築指導課）三三九
○県営土地改良事業計画の変更	（農地整備課）三三九

二 研修の種類

1 クリーニング師が出席して受講する研修

(一) 研修の科目及び時間数

(1) 衛生法規及び公衆衛生 一時間

(2) 洗濯物の受取、保管及び引渡し 一時間（継続受講者は、四十分）

(3) 洗濯物の処理 一時間（継続受講者は、四十分）

(4) 繊維及び繊維製品 一時間（継続受講者は、四十分）

(二) 研修の開催年月日並びに会場の名称及び所在地

(1) 令和八年十月二十三日（金）

飛騨総合庁舎 中会議室

高山市上岡本町七丁目四六八

(2) 令和八年十一月九日（月）

東濃西部総合庁舎 大会議室

多治見市上野町五丁目六八一

(3) 令和八年十二月六日（日）

OKBふれあい会館 三〇二会議室

岐阜市藪田南五丁目一四一五三

(三) 研修受講料

五千元

2 デジタル技術を活用して受講する研修

(一) 研修の科目及び時間数

(1) 衛生法規及び公衆衛生 一時間

(2) 洗濯物の受取、保管及び引渡し 一時間

(3) 洗濯物の処理 一時間

(4) 繊維及び繊維製品 一時間

(5) クリーニング所における特別管理産業廃棄物 二時間

特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を取得しようとする者は、(5)を併せて受講

(二) 研修の開催年月日並びに受講方法及び受講場所

令和八年五月一日（金）から令和九年三月三十一日（水）まで

オンデマンド方式

自宅等におけるオンデマンド受講

(三) 研修受講料

五千元（2（一）(1)から(5)までを受講する場合は八千元、2（一）(5)のみを受講する場合は三千元）

岐阜県告示第三百六十六号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の三に規定する業務従事者に対する講習として、次のとおり指定する。

令和八年八月七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 主催者の名称及び所在地

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

東京都港区新橋六丁目八番二号

二 講習の種類

1 通信制で行う講習

(一) 受講申込手続及び受付期間

(1) 受講申込手続

受付方法 郵送又はファクシミリ

申込先 岐阜市藪田南五丁目一四番二二号 シンクタンク庁舎三階

公益財団法人岐阜県生活衛生営業指導センター事務局

ファクシミリ番号 〇五八―二七四―八〇二一

(2) 受付期間

受付開始年月日 令和九年一月十二日（火）

受付締切年月日 令和九年一月二十九日（金）

レポート提出締切年月日 令和九年二月二十六日（金）

(二) 講習の科目及びレポート課題

(1) 衛生法規及び公衆衛生

(2) 洗濯物の受取、保管及び引渡し

(3) 洗濯物の処理

(4) 繊維及び繊維製品 (三) 受講対象者 岐阜県内に所在するクリーニング所に勤務する業務従事者 (四) 講習受講料 四千五百円 2 デジタル技術を活用して受講する講習 (一) 講習の科目及び時間数 (1) 衛生法規及び公衆衛生 一時間 (2) 洗濯物の受取、保管及び引渡し 一時間 (3) 洗濯物の処理 一時間 (4) 繊維及び繊維製品 一時間 (二) 講習の開催年月日並びに受講方法及び受講場所 令和八年五月一日（金）から令和九年三月三十一日（水）まで オンデマンド方式 自宅等におけるオンデマンド受講 (三) 講習受講料 四千五百円	岐阜県告示第三百六十七号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 令和八年八月七日 岐阜県知事 江 崎 禎 英 (一) 保安林予定森林の所在場所 岐阜市字金華山五（国有林。次の図に示す部分に限る。） (二) 指定の目的 土砂の流出の防備 (三) 指定施業要件 1 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。 (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (一) 保安林予定森林の所在場所 岐阜市字金華山五（国有林。次の図に示す部分に限る。） (二) 指定の目的 公衆の保健 (三) 指定施業要件 1 立木の伐採の方法 主伐は、択伐による。 (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。) 岐阜県告示第三百六十八号 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 令和八年八月七日 岐阜県知事 江 崎 禎 英 (一) 保安林予定森林の所在場所 中津川市阿木字大上七七二の一・字竹ノ腰七七三五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）	

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和八年八月七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市白鳥町石徹白第一七七号字鬼神山二の一・二の二・二の四・二の五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。
令和八年八月七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市八幡町美山字杉本二九〇九の一（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和八年八月七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市明宝奥住字水沢上三四四七の一九（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和八年八月七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市高鷲町貼立字下大原一八七の二、一八七の三、一九一の二、一九一の二、一九九の一、一九九の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和八年八月七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市小坂町湯屋字念仏一一五七の一、字猿沢一三二二の五六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和八年八月七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市萩原町尾崎字曲り洞三三八四の九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年八月七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年八月七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類		道路の種類	
路線名		路線名	
区 間		区 間	
区域変更前後		区域変更前後	
敷地の幅員（メートル）		敷地の幅員（メートル）	
延長（メートル）		延長（メートル）	
備考		備考	
一般道 二百五十六号		郡上市八幡町島谷字樹形一三二四番二地先から同市同町同字同三一四番一七地先まで	
後	前	後	前
三・〇 三・五	二・〇 二・五	三・〇 三・五	二・〇 二・五
五・八	五・八	五・八	五・八

岐阜県告示第三百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年八月七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年八月七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

道路の種類		道路の種類	
路線名		路線名	
区 間		区 間	
区域変更前後		区域変更前後	
敷地の幅員（メートル）		敷地の幅員（メートル）	
延長（メートル）		延長（メートル）	
備考		備考	
一般道 四百十八号		加茂郡八百津町野上字西中長一四六八番二地先から同郡同町同字同場一三六一番五地先まで	
後	前	後	前
八・二 四・五	八・二 四・五	八・二 四・五	八・二 四・五
三・四・〇	三・四・〇	三・四・〇	三・四・〇

岐阜県告示第三百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和八年八月七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年八月七日

岐阜県知事 江崎 禎 英

県道		道の種類
古野 井上線		路線名
加茂郡八百津町野上字造道一〇四番一地先から同郡同町同字同九八番八地先まで		区間
後	前	区域変更前後別
ハ・二丁 二・六	ハ・二丁 九・五	敷地の幅員 ル(メート)
六・二	六・二	延長 ル(メート)
		備考

岐阜県告示第二百七十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第二項に規定する道路の指定を岐阜・西濃建築事務所長が取り消したので、次のとおり告示する。

令和八年八月七日

岐阜県知事 江崎 禎英

取消年月日

令和八年七月二十四日

二 位置、延長、幅員、指定番号及び指定年月日

	位	置	幅員 （メートル）	延長 （メートル）	指定番号	年月日定
本築市屋井字古川一三番一地先から一五番二地先まで	三〇	四九	岐建築第一一二号の二三	平成三八・七		

公
示

○県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号。以下「法」という。）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する法第八十七条第五項の規定により公示し、当該変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岐阜県知事に対して審査請求をすることができる。

また、右記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となる。）、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができるとする。

令和八年八月七日

岐阜県知事 江崎 禎英

一 縦覧に供する土地改良事業計画の事業名及び地区名

事業名 県営経営体育成基盤整備事業

地区名 久保原地区

二 縦覧場所

岐阜県公式ウェブサイト（農地整備課）

三 縦覧期間

令和八年八月七日から

令和八年八月二十七日まで

○県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号。以下「法」という。）第八十八条第二項の規定により、次の県営土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する法第八十七条第五項の規定により公示し、当該変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岐阜県知事に対して審査請求をすることができる。
また、右記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となる。）、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和八年八月七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 縦覧に供する土地改良事業計画の事業名及び地区名

事業名 県営経営体育成基盤整備事業
地区名 更地方地区

二 縦覧場所

岐阜県公式ウェブサイト（農地整備課）

三 縦覧期間

令和八年八月七日から
令和八年八月二十七日まで

令和八年八月七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社